平成２８年（フ）第３９９６号
大阪府大東市北条７丁目11番６号　グリーンマンション101号
債務者　宮脇　猛文
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２４号
大阪府守口市金田町３丁目43番８―104号
債務者　濵田　智子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６３号
大阪府茨木市橋の内１丁目17番14号　パークハイツ橋の内　302号
債務者　石田　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２６号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目１番28号　小阪大発マンション204号
債務者　梁本雅信こと　梁　　勝紀
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４７号
大阪府東大阪市吉田下島25番37号　ＡＪファースト　305号、前住所大阪府東大阪市角田２丁目９番６号
債務者　森下　　登
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４８号
大阪府東大阪市吉田下島25番37号　ＡＪファースト　305号、前住所大阪府東大阪市角田２丁目９番６号
債務者　森下　仁美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９５号
大阪府守口市東光町１丁目16番11号
債務者　三木香奈子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９９号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―313号
債務者　森本　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４号
高知市高須東町17番17号　一ツ松アパート西
債務者　溝渕　純一
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９８号
高知市大谷公園町１番34号　みどりハウス201
債務者　渡部　政雄
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２３号
高知県南国市大埇甲2019番地１　レジデンスファミリア　Ｂ201号
債務者　宗石　綾奈
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０７号
長崎県長崎市為石町2422番地
債務者　濵場　勝久
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
長崎県長崎市若草町７番５号　若草マンション407号、旧住所東京都世田谷区世田谷１丁目22番10号　コリンズ19ビル403
債務者　金子　千慧
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９１号
福岡県行橋市大字矢留1203番地42
債務者　有松　節子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
岡山市南区千鳥町４番９号
債務者　左達テル子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
東京都町田市真光寺町197鶴川サナトリウム病院内、住民票上の住所東京都町田市森野６丁目62番地都営森野６丁目１―204
債務者　片桐　武男
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６１０号
静岡市葵区幸町53番地の１　マンションサイワイ601号
債務者　石井小百合
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午前11時45分　静岡地方裁判所民事第２部